

# 令和7年度第3回本別警察署協議会議事概要

## 1 開催日時

令和8年2月24日（火）午後1時35分から午後2時20分まで

## 2 開催場所

本別警察署会議室

## 3 出席者

- (1) 協議会 5人（定員7人）
- |    |         |
|----|---------|
| 会長 | 小林 雅子   |
| 委員 | 志戸田 由美子 |
| 委員 | 村上 真奈美  |
| 委員 | 尾西 謙二   |
| 委員 | 沼澤 康弘   |
- (2) 警察署 5人
- |           |       |
|-----------|-------|
| 署長        | 伊林 潤  |
| 副署長       | 香川 学  |
| 刑事・生活安全課長 | 三好 隆宏 |
| 地域・交通課長   | 小林 勝則 |
| 警務係長      |       |

## 4 会議概要

### (1) 会長挨拶

### (2) 本別警察署長挨拶

### (3) 業務概況説明

### (4) 事前アンケートに対する回答

#### ■ 委員

冬場の路面凍結や吹雪等による交通事故防止のため、地域住民向けの冬道講習会を開催してはどうか。

#### ○ 警察回答

冬道講習会という形ではありませんが、冬期間における交通安全教室開催の際には、冬道に潜む危険や冬道運転時の注意点等に関するお話を中心に交通安全教育を行っています。

現状の交通安全教室については、企業や自治会などからの要望に基づいて開催しておりますが、広く地域住民に対して交通安全教育を行うという観点から、今後における冬道講習会の開催を検討していきたいと考えています。

#### ■ 委員

例えば、大都市のタクシーに乗車するとヘッドレストにモニターが設置されているが、これらの広報媒体を活用して「ほくとポリス」に関する情報発信をしてはどうか。

#### ○ 警察回答

ディスプレイやタブレット等の電子表示機器を活用した情報発信システムを総称して「デジタルサイネージ」と言います。

北海道警察では、関係機関・企業等の御協力を得て、役場や駅等の公共施設、デパート等の商業施設、街頭等に設置されている各種電子表示機器を活用させていただいて、「ほくとポリス」や様々な防犯情報、交通安全情報を発信しています。

また、当署においても、足寄町役場、足寄町銀河の湯、陸別町役場、陸別町道の駅に設置されている電子表示機器を活用した情報発信を行っています。

引き続き、デジタルサイネージによる情報発信のほか、地域住民に効果的かつ効率的に防犯情報等が届くよう創意工夫した広報啓発を推進していきたいと考えています。

■ 委員

管内においても外国人技能実習生の居住が増えている。

4月になると受入先事業者の担当者とともに、銀行口座開設等の諸手続を行っている姿を目にするが、万が一、悪意ある担当者だった場合には、犯罪被害に遭遇することが懸念される。

また、これに限らず日本に在住する外国人がトラブルや犯罪等の被害者とならないように警察ではどのような対応を行っているのか知りたい。

○ 警察回答

訪日・在留外国人の増加に伴い様々な警察活動の中で、外国人に対応する機会が増えています。

このような情勢を踏まえ、道警察としても、訪日・在留外国人を含む日本語を母語としない外国人等が良好な治安を体感できるような環境を整備するため、「外国人等とのコミュニケーションの円滑化」、「制度・手続き等の分かりやすさの確保」及び「基盤の整備」に関する施策を推進しています。

1点目の外国人等とのコミュニケーションの円滑化については、外国人等からの各種届出等に対応するため、外国語の単語・例文を指して意思を伝達できる資料や翻訳機能を備えたデータ端末を活用しているほか、通訳員を運用するなどコミュニケーションの円滑化を図っています。

2点目の制度・手続き等の分かりやすさの確保については、パトカーや警察官の被服、警察署や交番等の警察施設等について、「警察」であることが外国人等にも容易に理解できるよう「POLICE」と表記するなど、外国語併記に配慮しているほか、道警察のホームページでは、外国語サイトを開設し、英語、ロシア語、韓国語、中国語で各種手続きや交通安全情報等の情報提供を行っています。

3点目の基盤の整備については、語学に通じた国際感覚豊かな通訳員を育成するため、警察学校や東京の国際警察センターにおける研修のほか、英語を公用語とする現地国の語学学校における語学教養を行っています。

また、外国人技能実習生雇用事業者と連携した対策も推進しており、当署では、管内に居住する外国人技能実習生を対象に防犯講話のほか、交通安全講話・防災講話を実施して我が国のルールや防犯対策等の周知を図っています。

■ 委員

今後ヒグマに関する目撃情報等が多くなると感じており、周辺のパトロールや駆除対策が重要になると考えている。

○ 警察回答

北海道警察におけるヒグマ対策への取組についてですが、自治体やハンターの方々と連携した訓練を実施したり、ヒグマ出没時におけるタイムリーな情報発信等を実施しています。

ヒグマに対する警察の対応については、本日の諮問事項となっていますので、詳細については、後程御説明させていただきます。

■ 委員

認知機能や運転技能等に問題が無いからこそ運転を継続していると思うが、高齢運転者のなかには、周囲に不安を抱かせるような運転をされる方がいる。

高齢者の運転免許証返納について、本人が自主的に返納しない限り、周囲は見守ることしかできないのか伺いたい。

○ 警察回答

まずはじめに、警察における高齢運転者対策について御説明させていただきます。

警察では、「SDS（シルバードライバーズサポート）プログラム」という対策を推進しています。

この対策は、70歳以上の運転者のうち、短期間に複数回の交通事故当事者となった方や事故回数に関わらず事故状況・言語態度・普段の運転状況等から交通安全指導の必要性を認めた方を対象に、交通安全指導の個別実施や安全運転相談の実施、免許証の自主返納制度や手続に関する情報提供等を行って高齢運転者による交通死亡事故抑止を図るという対策です。

また、各種執行務において、認知症など安全運転の支障となる一定の病気が疑われる方の対応をした場合や運転技能等に不安がある方の対応をした場合には、御本人や御家族に対して、積極的に免許証の自主返納を促しています。

次に、皆様が認知症、アルコール中毒、統合失調症など安全運転の支障となる一定の病気が疑われる運転者を発見した場合についてですが、警察への情報提供をお願いいたします。

警察では、御本人のプライバシー等に配慮しながら安全運転相談や臨時適正検査等の必要な措置を検討・実施します。

(5) 令和6年度第2回警察署協議会における委員要望に対する措置結果報告

■ 委員要望

道道663号は、国道の迂回路として通行量が多く、しかもかなりのスピードで走行する車両がほとんどです。

このエリアには、町営住宅や子育て支援住宅、子どもセンターが隣接しているほか、北3条2丁目の十勝東部森林管理署と町障がい者地域支援センター付近の道道と町道の交差点には、町道側に一時停止の標識が無く、過去にも数回車同士の衝突事故が発生しています。

重大事故の発生が懸念されるので、対策を要望します。

○ 警察説明

令和6年度第2回警察署協議会開催後、現地調査や一時停止標識設置に関する警察本部との検討、各種取締りや道路管理者である足寄町役場との協議を経て、沿線の町道側交差点に法定外標識（一時停止）が設置される運びとなっていました。

この度、道路管理者である足寄町役場によって沿線5箇所法定外標識（一時停止）が設置されましたので御報告させていただきます。

新たに設置された法定外標識（一時停止）は、視認性良好で、交差点手前における停止や交差点右左折時における安全確認を促す効果が期待されるほか、道道663号における交通事故の抑止が期待されます。

当署では、引き続き委員の皆様から頂いた御意見・御要望等に真摯に向き合い、地域における問題の解決に努めていきたいと考えています。

(6) 諮問事項

ヒグマに対する警察の対応

(7) 質疑応答

■ 委員

自治体による緊急銃猟実施時における警察の役割について伺いたい。

警察は、自治体と協力して住民避難や現場周辺の立入規制等を行うという認識でよいか。

○ 警察回答

そのとおりです。

■ 委員

足寄町におけるヒグマの出没について、どのような場所での出没が多いのか、また、ヒグマ出没に関する通報を受理した場合の警察の対応について伺いたい。

○ 警察回答

足寄町における主な出没場所としては、芽登地区や螺湾地区など山や森林に近接した場所での出没が大半となっています。

ヒグマ出没に関する通報を受理した場合には、現場臨場の上、周辺に居住する住民への注意喚起、役場に対する情報提供、報道発表による広報のほか、状況に応じて警戒活動を行うなど必要な対応を行います。

■ 委員

車両運転中、道路にヒグマが飛び出してきた場合どのように対応したらよいか伺いたい。

○ 警察回答

ケースバイケースであり一概に申し上げることはできませんが、安全な場所に停車してヒグマとの衝突を回避する、ヒグマの動向に注意を払いつつ、ゆっくりと距離を取る等の措置が考えられます。

■ 委員

家族が根室振興局管内に居住しており、勤務先から「本州ナンバーの当たり屋」に警戒するよう注意喚起の文書が配付されている。

管内3町における「当たり屋」に関する通報の有無を伺いたい。

○ 警察回答

管内3町における通報はありません。

■ 委員

管内3町の話では無いが、近隣の市町村を運転していると、赤信号であるにも関わらず見切り発車する車両が多いと感じる。

事故を招く危険な行為だと感じているが、このような見切り発車車両を取り締まることは可能か否か伺いたい。

○ 警察回答

取締りは可能です。

見切り発車による信号無視も交通事故を招く危険な行為であり、当署では、これら交差点違反や速度違反の取締り等を強力に推進して、交通事故の抑止を図っています。

■ 委員

足寄交番前の交差点に設置されている信号機について伺いたい。

交差点2箇所信号機が設置されているが、近接する交差点2箇所にそれぞれ信号機が設置されており、一方の信号機を見落としてしまう運転者がいるようだ。

信号機の設置場所や表示方法を変更するなど対応ができないか伺いたい。

○ 警察回答

当該信号機の設置場所や表示方法ですが、交差点の形状や道路環境、周辺環境等を総合的に勘案して現在の設置・表示となっており変更することはできませんので御理解下さい。

■ 委員

特別天然記念物である丹頂鶴が、道路上に立ち止まっていたり、横断したりして車両の通行の妨げになる場合があるが、運転者としては、丹頂鶴が道路外に移動するまで見守るしかないのか伺いたい。

○ 警察回答

丹頂鶴の道路横断等を認めた場合には、安全な位置で停車の上、道路外に移動するまで待機するようお願いいたします。

なお、特別天然記念物である丹頂鶴は、各種法令で保護されており、故意に傷付ける、捕獲する、殺傷する等の行為は、法令で禁止されていますので御注意下さい。